45—04　ＰＵＤＴ

審決、決定の結論の表示方法

１．　審決、決定の結論の表示

審決、決定の結論というのは、事件の当事者の請求の趣旨、申立て又は申請に対してどんな範囲で容認又は排斥したかを示す審判の合議体又は審判長の判断の結果である。

審決、決定の結論の項には請求、申立てなどの不適法却下、請求の趣旨に応じその全部又は一部の容認又は排斥を簡潔明瞭にしかも完全に記載し、それにより、その審決、決定の効力及び範囲が一見して明らかになるように記載する。

特に、訂正審判、訂正請求があるときには、審決、決定による確定範囲は請求単位（請求項ごと又は一群の請求項ごと）ごとになるから、これを特定できるように記載する。

２．　審判における費用の負担の表示

(1) 特許（登録）無効審判（特§123、実§37、意§48、商§46、§68④）又は商標登録取消審判（商§50、§51、§52の2、§53、§53の2）に関する費用の負担については、当事者の申立ての有無にかかわらず職権をもって、どちらに負担すべきかを結論の項で明瞭に表示しなければならない（特§120の8①、§169①、意§52、商§43の15①、§56①、§68④）（費用の負担→47—01）。

(2) 拒絶査定不服審判（特§121①、意§46①、商§44①、§68④）、補正却下決定不服審判（意§47①、商§45①、§68④）、特許異議の申立て（特§113①）、商標登録異議の申立て（商§43の2）、訂正審判（特§126①）又は判定（特§71①、実§26①→特§71①、意§25①、商§28①）に関する費用は、請求人（申立人）の負担とすると法文上規定（特§120の8①、§169③、意§52、商§43の15①、§56①、§68④）されているので、結論に表示する必要がない。

(3) 参加許否の決定の際、参加申請に反対する意見により生じた費用の負担につ

いて結論の項に記載する（→47―01の３．(3)）。

３．　結論の表示方法の基本方針

(1) 結論には請求の趣旨、申立て又は申請の範囲を越えた判断を表示してはならない。ただし、請求書の却下及び費用の負担についてはこの限りではない。

(2) 当該事件の請求人の請求（申立て又は申請）を排斥するときには、その請求（申立て又は申請）が成り立たない旨を表示し、容認するときには請求の趣旨（申立て又は申請）を容認することを具体的に表示する。

(3) 一部却下のときには、一部却下、本案についての判断の結果、費用負担の順に併記する。

(4) 結論は、他の必要記載事項と必ず分離し、かつ理由の項の直前に記載する。

(5) 結論の更正について、特許法には審決の更正決定の規定はないが、裁判例は一貫して審決は更正できるとしている（→45―06の１．）。

(6) 種々のときの結論の表示方法（→45―03の１．(4)）

(7) 訂正審判、訂正請求があるときは、結論において、その確定範囲である請求単位を特定する。具体的には、訂正後の請求項１、請求項３、４、請求項６～９がそれぞれ訂正単位であるときには、「訂正後の請求項１、〔３、４〕、〔６～９〕について」と記載して特定する（一群の請求項ごとに確定するときは、それがわかるように〔〕で単位を特定する）。

４．　特許無効審判の手続中に訂正請求がある場合の審決（→45―03の１．(4)ウ，51―19の３．(3)）

５．　審決の結論の実例

(1) 請求却下の審決

ア 全部却下

本件審判の請求を却下する。

審判費用は、請求人の負担とする。

イ 一部却下（→５．(2)ウ(イ)c）

(2) 本案審決

ア 拒絶査定不服審判

（ア）成立

a 原査定を取り消して自判する場合

「原査定を取り消す。」と記載して、以下自判審決の結論を次の文例に従って併記する。

(a) 一般のときの文例

本願の発明（意匠、商標）は、特許（意匠登録、商標登録）をすべきものとする。

(b) 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願のときの文例

登録第○○○○○○○号商標の商標権の存続期間の更新登録をすべきものとする。

(c) 防護標章のときの文例

本願標章は、登録第○○○○○○○号商標の防護標章として登録をすべきものとする。

b 原査定を取り消し、差し戻す場合

原査定を取り消す。

本願は、更に審査に付すべきものとする。

（イ）不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

イ 意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判

（ア）成立

原決定を取り消す。

（イ）不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

ウ 特許（登録）無効審判

（ア）通常の審判の場合

a 成立

全部無効：特許請求の範囲の全請求項について審判請求があり、当該全請求項を無効とする場合

(a) 特許第○○○○○○○号の請求項１～３に係る発明についての特許を無効とする。審判費用は、被請求人の負担とする。

(b) 実用新案（意匠、商標）登録第○○○○○○○号の請求項１～５に係る考案についての実用新案登録（意匠登録、商標登録）を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

一部無効：特許請求の範囲の一部の請求項について審判請求があり、請求のあった当該一部の請求項の全てを無効とする場合

特許第○○○○○○○号の請求項１に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

b 不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

c 一部成立

(a) 特許第○○○○○○○号の請求項１に係る発明についての特許を無効とする。

その余についての審判請求は、成り立たない。

（同請求項２に係る発明についての審判の請求は成り立たない。）

審判費用は、その二分の一を請求人の負担とし、二分の一を被請求人の負担とする。

(b) 登録第○○○○○○○号の指定商品（及び指定役務）中、「第○類　○○○」についての登録を無効とする。

その余の指定商品（及び指定役務）についての審判請求は、成り立たない。

審判費用は、その二分の一を請求人の負担とし、二分の一を被請求人の負担とする。

（イ）特殊な場合

a 共同審判

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、その三分の二を請求人甲の負担とし、三分の一を請求人乙

の負担とする。

b 参加人がある場合

(a) 請求人側に参加があって、成立のとき

意匠登録第○○○○○○○号の登録を無効とする。

審判費用及び参加により生じた費用は、被請求人の負担とする。

(b) 請求人側に参加があって、不成立のとき

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は参加によって生じた費用を含めて、請求人及びその参加人の負担とする。

(c) 被請求人側の参加があって、成立のとき

特許第○○○○○○○号発明の特許を無効とする。

審判費用は、参加によって生じた費用を含めて被請求人及びその参加人の負担とする。

(d) 被請求人側に参加があって、不成立のとき

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用及び参加によって生じた費用は、請求人の負担とする。

c 一部却下、一部認容の場合

登録第○○○○○○○号の指定商品（及び指定役務）中、「第○類　○○」についての登録を無効とする。

その余の指定商品（及び指定役務）についての審判の請求は却下する。

審判費用は、・・・・の負担とする。

(ウ) 訂正請求を伴う特許無効審判の場合

上記(ア)、(イ)の特許無効審判について訂正を認める場合は、上記各結論の前に訂正を認容するとの結論を以下のように併記する。

例.

a 成立（訂正の全部認容）

(a) 特許権全体に対して訂正の請求のあったとき

特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを認める。

特許第○○○○○○○号の請求項１に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

(b) 請求項ごとに訂正の請求があったとき（一群の請求項ごとに確定するときは、それがわかるように〔〕で単位を特定する）

特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項１、〔３、４〕、〔６～９〕について訂正することを認める。

特許○○○○○○○号の請求項１、３、４、６～９に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

b 成立（訂正の一部認容）

特許第○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を、令和○○年○○月○○日に提出された訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の〔３、４〕について訂正することを認める。特許第○○号の請求項１～４に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

c 不成立

訂正の適否判断に関する記載については上記 a、b と同様。

d 無効を申し立てられた請求項を全て削除する訂正を認め、特許無効審判の請求を却下する場合

請求項○～△を削除する訂正を認める。

本件審判の請求を却下する。

審判費用は請求人の負担とする。

（なお、費用負担は被請求人に一部又は全部を負担させる場合等もあり得る（特§169②→民訴§62、§63）（→47―01）。）

e 無効を申し立てられた請求項の一部を削除する訂正を認める場合

訂正請求書に・・・のとおり、訂正することを認める。

請求項○～○に係る発明についての特許を無効とする。

請求項○～○に係る発明についての審判の請求は成り立たない。

請求項○～○についての本件審判の請求を却下する。

審判費用は、その○分の○を請求人の負担とし、○分の○を被請求人の負担とする。

（削除された請求項に対する部分は請求を却下する。削除された請求項分に関する費用負担は、上記ｃと同様。）

エ 商標登録取消審判

（ア）成立

登録第○○○○○○○号商標の商標登録を取り消す。

審判費用は、被請求人の負担とする。

（イ）不成立

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

オ 特許（商標登録）異議の申立て

（ア）通常の申立ての場合

ａ維持決定

（全部維持）

特許第○○○○○○○号の請求項１～２に係る特許を維持する。

登録第○○○○○○○号商標の商標登録を維持する。

（一部維持）

特許第○○○○○○○号の請求項１に係る特許を取り消す。

同請求項２に係る特許を維持する。

ｂ取消決定

特許第○○○○○○○号の請求項３に係る特許を取り消す。

登録第○○○○○○○号商標の商標登録を取り消す。

（イ）訂正請求を伴う特許異議の申立ての場合

上記(ア)の特許異議の申立てについて訂正を認める場合は、上記各結論の前に訂正を認容するとの結論を以下のように併記する。

例.

a 維持決定（訂正の全部認容）

(a) 特許権全体に対して訂正の請求があったとき

特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲及び図面のとおり訂正することを認める。

特許第○○○○○○○○号の請求項１に係る特許を維持する。

(b) 請求項ごとに訂正の請求があったとき

特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項１、〔３、４〕、〔６～９〕について訂正することを認める。

特許第○○○○○○○○号の請求項１、３、６に係る特許を維持する。

b 維持決定（訂正の一部認容）

令和○○年○○月○○日付け訂正請求において、特許第○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を訂正請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項〔３、４〕について訂正することを認める。

特許第○○○○○○○○号の請求項３に係る特許を維持する。

c 取消決定

訂正の適否判断に関する記載については上記 a、b と同様。

カ 訂正審判

（ア）成立（訂正の全部認容）

a 特許権全体に対して訂正審判が請求されたとき

特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲及び図面を本件審判請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲及び図面のとおり訂正することを認める。

b 請求項ごとに訂正審判が請求されたとき

特許第○○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項１、〔３、４〕、〔６～９〕について訂正することを認め

る。

（イ）一部成立（訂正の一部認容）

令和○○年○○月○○日付け本件訂正審判請求において、特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付された訂正明細書、特許請求の範囲及び図面のとおり、訂正後の請求項１について訂正することを認める。

請求項１、〔６～９〕に係る訂正についての審判請求は成り立たない。

（ウ）不成立（訂正を認めない）

本件審判の請求は、成り立たない。

(3) 審理併合した場合の審決

（併合した事件ごとに各々の結論を記載する。）

結論

無効２０ＸＸ－８００００１号審判事件

特許第○○○○○○○号の請求項１～３に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

無効２０ＸＸ－８００００２号審判事件

特許第○○○○○○○号の請求項１～４に係る発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

無効２０ＸＸ－８００００３号審判事件

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

(4) 再審

ア 審決却下

本件再審の請求を却下する。

イ 本案審決

（ア）成立

令和○○年審判第○○号事件につき令和○年○月○日にした審決を取り消す。

（当該審判請求が成立する場合の審決の結論を併記する。）

（イ）不成立

本件再審の請求は、成り立たない。

（注）判断遺脱、又は詐害審決を事由とする再審請求で、その事由の有無が本案審理の結果はじめてわかるときには、事由があればイ、なければアの結論とする。費用の負担その他は当該審判の審決の結論に準ずる。

６．決定の結論の実例

(1) 審判長による決定却下

ア 本件審判請求書を却下する。

イ 本件特許異議申立書を却下する。

ウ 本件商標登録異議申立書を却下する。

エ 本件参加申請書を却下する。

(2) 審判による決定却下

本件特許異議の申立て（商標登録異議の申立て、参加の申請、除斥の申立て、忌避の申立て）を却下する。

(3) 本案決定

ア 参加許否の決定

（ア）成立

（例１）本件参加を許可する。

（例２）参加申請人が（被）請求人を補助するための本件参加を許可する。

（注）特§148①又は③の規定（実§41、意§52、商§56①、§68④）に基づいて参加の態様を表示しても良い。

（イ）不成立

参加申請人の申立ては、成り立たない。

参加の申立てによって生じた費用は、参加申請人の負担とする。

イ 補正の却下の決定

令和○年○月○日付けの手続補正を却下する。

(4) 証拠保全の決定

ア 成立

（ア）別紙記載事項につき証人の尋問をする。

（イ）本件につき鑑定人として、東京都文京区湯島１の９何某を指定する。

（ウ）相手方の事務所及び工場において検証、鑑定人の尋問をする。

イ 一部成立

特許庁審判廷において、別紙記載事項について、証人尋問を行う。

その他の申出に係る証拠調べは行わない。

(5) 受継許否の決定

ア 手続を受継人が受継することを許可する。

イ 本件受継の申立ては、成り立たない。

(6) 除斥、忌避の決定

ア 本件除斥（忌避）の申立ては、理由があるとする。

イ 本件除斥（忌避）の申立ては、成り立たない。

７． 判定の結論の実例

(1) 却下

本件判定の請求を却下する。

(2) 本案判定

ア 以下に判定の結論の文例を示す。

（ア）（特・実）イ号図面及びその説明書に示す○○は、
本件発明
の技術的範囲に属する（属しない）。
本件考案

（イ）（意）　イ号図面及びその説明書に示す意匠は、意匠登録第○○○○○○○号の登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する（属しない）。

（ウ）（商）　商品○○に使用するイ号標章は、登録第○○○○○○○号商標の商標権の効力の範囲に属する（属しない）。

（改訂 R5.12）